

茨木市ケアプランデータ連携システム活用促進事業【概要】

（目的）

茨木市内の地域包括支援センター及び介護サービス事業所に対しケアプランデータ連携システム導入に係る経費を補助することにより、当該システムの活用を促進し、介護サービス事業所における負担軽減を図ることを目的とする。

（補助対象）

（１）周辺機器の購入補助

- ・対象：市内地域包括支援センター14 か所
- ・対象物品：USB フラッシュメモリ（PC 間のデータ移行用、セキュリティ機能付）
- ・補助額：上限 10,000 円（1 事業所 1 本まで）

【注意】

- ・交付申請後に購入したものが補助対象となります。
- ・メーカーの指定はありませんが、セキュリティ機能付きのものを選定してください。
- ・補助上限額は 10,000 円です。送料、手数料等は含みません。

★課税事業所として税務申告されている法人は、消費税分は補助金額に含まれません。
申請にあたっては各法人経理部門にご確認をお願いします。

（２）事業所間の連携推進

- ・対象：地域包括支援センター14 か所、居宅介護支援事業所 20 事業所(想定)
- ・内容：対象事業所のうちシステム導入事業所が未導入の事業所にシステム導入促進を行いデータ連携に至った場合、訪問等に要した費用を補助
- ・補助額：1 連携あたり 10,000 円（最低 3 事業所以上と連携、上限 50,000 円）

【注意】

- ・本要綱施行時点でケアプランデータ連携システム未導入の事業所を連携対象先とします。
- ・自圏域内の事業所を優先して連携してください。
- ・同一法人内での連携も可能とします。
- ・施設系（介護付き有料、特養、老健等）は対象先には含みません。
- ・連携先事業所に居宅介護支援事業所を含むようにしてください。
- ・同一事業所はいずれかの連携先にのみカウントします。

(補助金交付の流れ)

①補助金交付申請（事業開始前日から R7 年 12 月 26 日まで）

【提出書類】

- ・ 茨木市ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ・ 見積書
- ・ データ連携予定事業所一覧

→補助金交付決定（交付申請後、市から通知）

茨木市ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）

【提出方法】

- ・ 交付申請専用 Logo フォーム（市 HP 掲載予定）



②補助金実績報告（事業完了後 30 日以内または R8 年 1 月 16 日まで）

【提出書類】

- ・ 茨木市ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金実績報告書（様式第 5 号）
- ・ 領収書
- ・ データ連携画面の画像及びデータ連携事業所一覧

→補助金確定通知（実績報告後、市から通知）

茨木市ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金確定通知書

【提出方法】

- ・ 実績報告専用 Logo フォーム（市 HP 掲載予定）



③補助金交付請求（確定通知到達後）

【提出書類】

- ・ 茨木市ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金交付請求書（様式第 7 号）
- ・ 茨木市支払金口座振替依頼書

【提出方法】

- ・ 窓口持参または郵送



④補助金交付（補助金交付請求後、R8 年 3 月予定）

(実施期間)

令和 7 年 10 月 17 日から令和 8 年 1 月 16 日まで